第６章　給与関係

○一般財団法人千葉県まちづくり公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（平成２３年４月１日施行）

改正　令和６年３月18日評議員会議決　令和６年４月１日施行

（目的及び意義）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県まちづくり公社定款（以下「定款」という。）第１７条及び第３５条の規定に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤役員とは、役員のうち一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「公社」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（４）評議員とは、定款第１４条により置かれる者をいう。

（５）報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　公社は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とする。

３　常勤理事には、通勤手当を支給する。支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする一般財団法人千葉県まちづくり公社職員給与支給規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずる。

４　非常勤役員及び評議員には、公社の評議員会及び理事会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給する。ただし、職務の態様から月額報酬を支給することが適当と認められる場合には評議員会の承認を得て月額報酬とすることができる。

５　役員等には、賞与及び退職金を支給しない。ただし、職員出身の役員が退任した場合にあっては、６０歳に達した年度の末日までの在任期間について職員の例により退職金を支給する。

（報酬額の決定）

第４条　公社の常勤役員の報酬月額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第１常勤役員報酬表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

２　非常勤役員の報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、１日につき３０，０００円とする。

３　評議員の報酬の額は、定款第１７条に定める金額の範囲内において、１日につき３０，０００円とする。

（費用）

第５条　役員等がその職務の執行に当たって負担した交通費、旅費等の費用の額については、別に定める職員を対象とする一般財団法人千葉県まちづくり公社旅費支給規程を斟酌して理事長が別に定める。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤役員の報酬等の支給日、支給方法等支給に関する詳細は、職員給与支給規程に準ずるものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等は現金により支給する。ただし、報酬月額により支給される非常勤役員及び評議員の報酬等については、前項に準ずるものとする。

（日割計算）

第７条　新たな常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

３　常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、最終的な計算結果に１円未満の端数がある場合は、１円未満を切り捨てる。

（公表）

第８条　公社は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

１　この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　財団法人千葉県まちづくり公社役員報酬等支給規程は、この規程の施行の日に廃止する。

３　常勤役員の報酬は、この規程の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第４条第１項の規定にかかわらず同項の規定による報酬から１００分の８に相当する額を減じた額とする。

附則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１　　常勤役員報酬表　　（単位：円）

号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	500,000	11	600,000	21	700,000	31	800,000	41	900,000	51	1,000,000
2	510,000	12	610,000	22	710,000	32	810,000	42	910,000		
3	520,000	13	620,000	23	720,000	33	820,000	43	920,000		
4	530,000	14	630,000	24	730,000	34	830,000	44	930,000		
5	540,000	15	640,000	25	740,000	35	840,000	45	940,000		
6	550,000	16	650,000	26	750,000	36	850,000	46	950,000		
7	560,000	17	660,000	27	760,000	37	860,000	47	960,000		
8	570,000	18	670,000	28	770,000	38	870,000	48	970,000		
9	580,000	19	680,000	29	780,000	39	880,000	49	980,000		
10	590,000	20	690,000	30	790,000	40	890,000	50	990,000		

第６章　給与関係

○一般財団法人千葉県まちづくり公社職員給与支給規程

（平成２３年４月１日施行）

改正	平成24年３月21日理事会議決	平成24年４月１日施行
	平成24年５月23日理事会議決	平成24年６月１日施行
	平成25年３月18日理事会議決	平成25年４月１日施行
	平成25年７月31日理事会議決	平成25年８月１日施行
	平成25年３月18日理事会議決	平成26年４月１日施行
	平成27年３月20日理事会議決	平成27年４月１日施行
	平成28年３月16日理事会議決	平成28年４月１日施行
	平成29年３月15日理事会議決	平成29年４月１日施行
	平成30年３月20日理事会議決	平成30年４月１日施行
	平成31年３月19日理事会議決	平成31年４月１日施行
	令和２年３月18日理事会議決	令和２年４月１日施行
	令和３年３月18日理事会議決	令和３年４月１日施行
	令和４年３月17日理事会議決	令和４年４月１日施行
	令和５年３月16日理事会議決	令和５年４月１日施行
	令和６年３月15日理事会議決	令和６年４月１日施行
	令和７年３月14日理事会議決	令和７年４月１日施行
	令和８年３月13日理事会議決	令和８年４月１日施行

（趣旨）

第１条　この規程は、一般財団法人千葉県まちづくり公社組織規程第５条第１項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与の種類、基準及び支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第２条　一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「公社」という。）で常時勤務を要する職員及び職員就業規則第４３条の８の規定により雇用された職員（以下、「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）に対する給与の種類は、給料及び手当とする。

２　給料は、一般財団法人千葉県まちづくり公社職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第２１条に規定する所定労働時間における勤務に対する報酬であって次項に掲げる手当を除いたものとする。

３　手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料表等）

第３条　給料表は別表第１のとおりとし、すべての職員に適用するものとする。

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に区分する。この区分の基準は、給料表級別職務区分表（別表第２）に定めるところによる。

３　理事長は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付し、第１項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第４条　職員を新たに採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、その採用し、又は昇格させようとする職務の級の定数に欠員がありこれを補充しようとする場合であって、かつ、採用し、又は昇格させようとする者が採用し、又は昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

２　初任給（新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給をいう。）は、別表第３のとおりとし、昇格の基準及び初任給決定手続については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

３　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（その職務の級が７級以上である職員にあっては、３号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

５　５５歳に達した日後最初に到来する４月１日以降に在職する職員は、前２項の規定は、適用しないものとする。

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　業務上及び通勤中の負傷又は疾病（以下「業務上傷病」という。）により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

８　第３項から第６項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第４条の２　定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再雇用短時間職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間職員の属する職務の級に応じた額に、職員就業規則第２１条第３項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の１週間あたりの所定労働時間を同条第１項に規定する１週間あたりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員の給料月額）

第５条　一般財団法人千葉県まちづくり公社職員の育児・介護休業等に関する要綱（以下「育児介護休業要綱」という。）第１１条に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、第３条第３項の規定による給料月額に職員就業規則第２１条第２項の規定によるその者の所定労働時間を同条第１項の規定による職員の所定労働時間で除した数（以下、「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

２　前項の規定による給料月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（給料の支給方法）

第６条　給料は、月の一日から末日までの期間（以下、「給与期間」という。）につき、その全額を支給する。ただし、その支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じ、又はこれらの額に変更を生じたときが月の支給日以降である場合には翌月の支給日において、その差額を追給し、又は控除することができる。

２　職員が退職した場合は、その日までの給与を支給日外であっても支給することができる。

３　職員が死亡した場合は、その月までの給与を支給する。

（日割計算）

第７条　職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

（１）新たに職員となり、又は退職した場合

（２）職員就業規則第３７条に規定する休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

（３）職員就業規則第４９条第１項第３号に規定する停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（４）育児休業又は介護休業を始め、若しくは育児休業又は介護休業の終了により職務に復帰した場合

２　給料を日割計算により支払うときは、その月の現日数からその月の職員就業規則第２３条第１項に規定する休日及びこれらの振替日の現日数を差引いた日数を基礎として計算する。

３　前項の規定による日割計算によって支払う給料に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（給料の支給日）

第８条　職員の月の一日から末日までの期間における給料の支給日は、２１日とする。ただし、その日が職員就業規則第２３条第１項に規定する休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

２　理事長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず別に支給日を定めることがで

きる。

（管理職手当）

第９条　管理又は監督の地位にある職員に対し、次のとおり管理職手当を支給する。

区分	職	管理職手当額
１種	部長、センター長、参事	７４，０００円
２種	課長、副参事、副技監、事務所長	６５，０００円
３種	事務所長	５６，０００円
４種	事務所長、主幹	４７，０００円

注）事務所長については６級の職員に限るものとする。

（兼務又は事務取扱の場合）

第１０条　前条の表の職の欄に掲げる職を占める職員が、同表の職の欄に掲げる他の職を兼ね、又は事務を取扱う場合においても、その兼ねる職又は事務を取扱う職に係る管理職手当は支給しない。

（管理職手当の支給）

第１１条　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

２　職員が、職員就業規則第３２条第１項の規定による療養休暇を与えられた場合を除き、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、管理職手当は支給することができない。

３　第５条の規定は、管理職手当について準用する。

（扶養手当）

第１２条　扶養手当は、扶養親族のある職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（１）２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）６０歳以上の父母及び祖父母

（４）２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１３，０００円、同項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする。

４　扶養親族である子のうち１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

（１）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

（２）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は第２項第２号若しくは第４号に該当する扶養親族が、２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第１３条　扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

２　扶養手当の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第１４条　地域手当は、民間の賃金水準等を基礎として支給され、千葉県に在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の９．２を乗じて得た額とする。

３　前項の規定による地域手当の月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

（地域手当の支給）

第１５条　地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（通勤手当）

第１６条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの

とした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

（２）項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、自動車等の使用距離の区分に応じて別表第４に掲げる額（二以上の自動車等を併せて使用する職員にあっては、それぞれの片道の使用距離に応じた額を合計した額、ただし、その合計した額が、それぞれの片道の使用距離の合計距離に応じた額を超える場合にあっては当該額）

（３）前項第３号に掲げる職員　自動車等の使用距離が片道２キロメートル以上である職員にあっては前二号に掲げる額の合計額、自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満である職員にあっては第１号に掲げる額又は前号に掲げる額とのいずれか高い方の額

３　前２項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

４　この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲で１箇月を単位として理事長が定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては１箇月）をいう。

（時間外勤務手当）

第１７条　職員就業規則第２６条に規定する時間外勤務等を命ぜられた職員には、次の各号に定めるところにより時間外勤務手当を支給する。

（１）職員就業規則第２２条第１項に規定する勤務時間が割り振られる職員（以下この条において、「一般職員」という。）が、同項に規定する時間を超えて勤務を命ぜられた場合、又は職員就業規則第２５条に規定する出勤予定表により勤務時間及び休日が割り振られる職員（以下この条において、「交替制等勤務職員」という。）が、出勤予定表により８時間以上の勤務時間を割り振られた日において当該勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、その超えて労働した全時間に対して、勤務１時間につき、第３１条に規定する勤務１

時間当たりの給与額の１００分の１２５を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（２）一般職員及び交替制等勤務職員が当該時間外勤務等を命ぜられた日に職員就業規則第２８条に規定する有給休暇を取得したこと等により現に労働した時間が８時間に満たない場合、交替制等勤務職員が出勤予定表において８時間未満の勤務時間を割り振られた日において時間外勤務等を命ぜられた場合、及び育児短時間勤務職員が職員就業規則第２２条第２項に規定する勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、前号の規定にかかわらず、時間外勤務等が８時間に達するまでの間の時間に係る前号の規定の適用については、同号中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１００」とする。

（３）一般職員、交替制等勤務職員及び育児短時間勤務職員が休日（労働基準法第３５条に規定する休日以外の休日をいう。以下この条において同じ。）に勤務を命ぜられた場合に支給する時間外勤務手当は、当該勤務を命ぜられた休日の属する日曜日を初日とする１週間において、勤務１時間につき、現に労働した時間の合計（第１号の規定により時間外勤務手当が支給される時間を除く。）が４０時間に達するまでの時間に対しては、第３１条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１００、４０時間を超えた時間に対しては１００分の１２５を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（４）職員就業規則第２４条の規定により勤務日と当該休日を振り替えられた職員の前号の適用については、同項中「第３１条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１００」とあるのは「支給しない」とし、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の２５」とする。

２　時間外勤務等を命ぜられた職員が時間外勤務等を行った場合の当該月の時間外勤務等のうち、１００分の１２５又は１００分の２５を乗じて支給すべき時間外勤務等の合計時間数が６０時間を超えたときは、当該６０時間を超えた時間について、前項の割合に１００分の２５を加算するものとする。

３　一の給与期間における第１項の規定による時間外勤務等のそれぞれの時間の合計時間数に３０分未満の端数がでた場合は、その時間は切捨てるものとする。

（深夜勤務手当）

第１８条　午後１０時から午前５時まで勤務すること（以下、「深夜勤務」という。）を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し、勤務１時間につき第３１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を支給する。

３　一の給与期間における前項の規定による深夜勤務の時間の合計時間数に３０分未満の端数がでた場合は、その時間は切捨てるものとする。

（休日勤務手当）

第１９条　法定休日（労働基準法第３５条に規定する休日をいう。以下同じ。）に勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し第３１条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

２　法定休日に勤務を命ぜられ、かつ、職員就業規則第２４条の規定により勤務日と当該法定休日を振り替えられた職員の前項の適用については、同項中「１００分の１３５」とあるのは、「１００分の３５」とする。この場合において、振替等により勤務を命ぜられた時間を超えて勤務を命ぜられた場合の時間外勤務手当は、前項の規定を適用して支給するものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第２０条　第９条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により法定休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第９条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により法定休日以外の日の午後１０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、前項に規定する勤務をした後、引き続いてこの項に規定する勤務をした場合には支給しない。

３　管理職員特別勤務手当の額は、第９条に掲げる職員の区分に応じ、勤務１回につき、それぞれ次の各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間が６時間を超える場合は、その額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

（１）区分が１種の場合

ア　第１項に規定する管理職員特別勤務手当　８，０００円

イ　第２項に規定する管理職員特別勤務手当　４，０００円

（２）区分が２種、３種又は４種の場合

ア　第１項に規定する管理職員特別勤務手当　６，０００円

イ　第２項に規定する管理職員特別勤務手当　３，０００円

４　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関して必要な事項は理事長が別に定める。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第２１条　管理職手当の支給を受ける職員に対しては、第１７条から第１９条の規定は適用しない。

（端数計算）

第２２条　第１７条から第１９条までの規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手

当、深夜勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

第２３条　削除

（時間外勤務手当等の支給）

第２４条　時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

（住居手当）

第２５条　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）に対し住居手当を支給する。

２　住居手当の月額は、次の各号に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（１）月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から 16,000 円を控除した額

（２）月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から 27,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第２６条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２９条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、第２９条に規定する支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第３条第１号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

２　次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、前項の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

（１）基準日に在職している者のうち、基準日において次のいずれかに該当する者

ア　無給休職者（職員就業規則第３７条第１項の規定により休職している職員のうち給与の支給を受けていない職員をいう。）

イ　刑事休職者（職員就業規則第３７条第２項の規定により休職している職員をいう。）

ウ　職員就業規則第４９条の規定により停職にされている職員

エ　育児介護休業要綱第２条の規定により育児休業の承認を受けている職員のうち、育児

介護休業要綱第９条第３号に該当する職員以外の職員

（２）基準日前１箇月以内から支給日の前日までに懲戒免職の処分を受けた者

（３）基準日から支給日の前日までに職員就業規則第４４条第３号の規定により解雇された者（職員就業規則第３条第１号の規定に該当した場合を除く。）

（４）基準日前１箇月以内から支給日の前日までに離職した者で、禁錮以上の刑に処せられた者

（５）基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した者で、その日において第１号のいずれかに該当する者

（６）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは職員就業規則第３条第１号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては第５条の規定による給料月額を算出率で除した額）及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の額と、職務段階に応じて、給料の月額及びこれに対する地域手当の額に、別表第５に定める割合を乗じて得た額との合計額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　　１００分の６０

（４）３箇月未満　　１００分の３０

４　定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。

５　第３項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

（１）停職にされていた期間については、その全期間

（２）休職（業務上傷病又は他社に出向する場合を除く。）にされていた期間については、その２分の１

（３）育児休業の承認を受けていた期間については、その２分の１

（４）育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を

乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１

（期末手当の支給の一時差止め）

第２７条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査によって判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、６０日以内又は６０日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由として、理事長に対してその取消を申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止め処分を取り消すことを妨げるものでない。

５　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分書（別記第１号様式）を交付するとともに、一時差止処分の事由を記載した処分説明

書（別記第２号様式）を交付しなければならない。

６　前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、当該処分の内容を定款第５２条の規定による方法による公告をもって、これに代えることができるものとし、公告された日から起算して２週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

（勤勉手当）

第２８条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第３条第１号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

２　次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、前項の規定にかかわらず、勤勉手当を支給しない。

（１）基準日に在職している者のうち、基準日において次のいずれかに該当するもの

ア　休職者（業務上傷病又は他社への出向による休職者を除く。）

イ　職員就業規則第４９条の規定により停職にされている職員

ウ　育児介護休業要綱第２条の規定により育児休業の承認を受けている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において現に勤務した期間がない職員

（２）基準日前１箇月以内から支給日の前日までに懲戒免職の処分を受けた者

（３）基準日から支給日の前日までに職員就業規則第４４条第３号の規定により解雇された者（職員就業規則第３条第１号の規定に該当した場合を除く。）

（４）基準日前１箇月以内から支給日の前日までに離職した者で、禁錮以上の刑に処せられた者

（５）基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した者で、その日において第１号のいずれかに該当する者

（６）第８項の規定により準用する前条の規定により勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

３　勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、職員就業規則第３条第１号に該当したことにより解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては第５条の規定による給料月額を算出率で除した額）及びこれに対する地域手当の額と、職務段階に応じて、給料の月額及びこれに対する地域手当の額に、別表５に定める割合を乗じて得た額との合計額（以下「基礎額」という。）に、理事長が次項に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、職員がそれぞれの基準日現在において受け

るべき基礎額に、１００分の１０６．２５（定年前再雇用短時間勤務職員については１００分の５１．２５）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

４　前項前段に規定する場合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合（以下この条において「期間率」という。）に第７項に規定する職員の勤務成績による割合（以下この条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

５　期間率は、基準日以前６箇月以内の期間における職員の勤務時間に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
６箇月	100 分の 100	２箇月 15 日以上３箇月未満	100 分の 40
５箇月 15 日以上６箇月未満	100 分の 95	２箇月以上２箇月 15 日未満	100 分の 30
５箇月以上５箇月 15 日未満	100 分の 90	１箇月 15 日以上２箇月未満	100 分の 20
４箇月 15 日以上５箇月未満	100 分の 80	１箇月以上１箇月 15 日未満	100 分の 15
４箇月以上４箇月 15 日未満	100 分の 70	15 日以上１箇月未満	100 分の 10
３箇月 15 日以上４箇月未満	100 分の 60	15 日未満	100 分の 5
３箇月以上３箇月 15 日未満	100 分の 50	０	０

６　前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。

（１）停職にされていた期間

（２）休職（業務上傷病又は他社への出向による休職を除く。）にされていた期間

（３）育児休業の承認を受けていた期間

（４）育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

（５）第３２条の規定により給与を減額された期間

（６）職員就業規則第３２条の規定により療養休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（その負傷又は疾病が業務上傷病に起因する場合を除く。）から職員就業規則第２３条に規定する休日を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長が定める期間を除く。

（７）職員就業規則第３６条の規定により介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から職員就業規則第２３条に規定する休日を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（８）職員就業規則第３５条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を日に換算し、３０日を超える場合には、その勤務しなかった期間

７　成績率は、１００分の１２０を超えない範囲内で理事長が別に定めるものとする。

８　前条の規定は、勤勉手当の一時差し止めについて準用する。

９　前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関して必要な事項は理事長が別に定める。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第２９条　第２６条及び前条に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次表に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に定める日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

基　　準　　日	支　　給　　日
６月１日	６月３０日
１２月１日	１２月１０日

第３０条　削除

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第３１条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２月を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第３２条　職員が勤務しないときは、職員就業規則第２８条に規定する有給休暇である場合及び職員就業規則第２３条に規定する休日である場合並びにその他の勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

２　前項の規定により減額されることとなる給与額に５０銭未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、５０銭以上の端数が生じた場合はこれを１円に切り上げるものとする。

（休職者の給与）

第３３条　職員が業務上傷病にかかり、又は他社に出向するため休職を命ぜられたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの１００分の８０を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により休職されたときは、その休職期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの１００分の８０を支給することができる。

４　職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの１００分の６０以内を支給することができる。

５　職員が休職を命ぜられたときは、前４項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の口座振込）

第３４条　給与は、職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

２　前項に掲げるもののほか、労働者の過半数を代表する者との間で書面による協定を締結し、かつ、職員が希望した場合は、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の職員が指定する口座への振込みの方法により支給することができる。

（非常勤職員の給与）

第３５条　常時勤務を要しない職員の給料は、その職務の内容、勤務の態様及び常時勤務する職員の給与との均衡等を考慮して理事長が別に定める。

（補則）

第３６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　財団法人千葉県まちづくり公社職員給与支給規程（以下「旧規程」という。）は、この規程の施行の日に廃止する。

（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、第３条第３項の規定による給料が、平成１９年４月１日の前日において旧規程により受けていた給料月額に達しない職員には、給料のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）から平成２４年３月３１日における差額相当額に５分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額とする。）（その額が１万円を超えるときは、１万円とする。以下「減額基準額」という。）に同年４月１日から起算して１年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額を給料として支給する。

（給料に関する特例）

４　公社に在職する職員の給料は、この規程の施行の日から令和５年３月３１日までの間、第

３条第３項又は前項の規定による給料から１００分の５に相当する額を減じた額とする。

5　前項に規定する職員のうち、管理職手当を受けるべき職にある職員の給料は、この規程の施行の日から令和５年３月３１日までにおける給料を算出する場合の同項の規定の適用については、同項中「１００分の５」とあるのは、「１００分の６」とする。

（退職手当の額の算出基礎）

6　第３項から第５項の規定は、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額には適用しない。

附則

（施行期日）

1　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

1　この規程は、平成２４年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　施行日において、改正前の別表第２により上位の級に格付けられている主査及び副主査は、改正後の別表第２の規程にかかわらず、現在の級に格付けるものとする。

附則

1　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

1　この規程は、平成２５年８月１日から施行する。

（給料に関する特例）

2　平成２５年８月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第３条各項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料（第５条及び第７条の規定による給料月額及び一般財団法人の設立の登記の日から施行した給与支給規程附則第３項の規定による給料を含む。）の支給にあたっては、同附則第４項及び第５項の規定にかかわらず、同条の給料から当該職員の職務の級の区分に応じてそれぞれ次の各号に掲げる割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

（１）７級以上　１００分の９．７７

（２）３級から６級まで　１００分の７．７７

（３）２級以下　１００分の４．７７

（手当に関する特例）

３　特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給にあたっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（１）管理職手当　当該職員の管理職手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額

（２）地域手当　当該職員の給料（第２項に規定する額を減ずる前の給料とする。以下同じ。）に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額

（３）期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額

（４）勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額

（５）第３３条第１項から第４項までの規定により支給される給与　当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア　第３３条第１項　前項、前各号及び次項に定める額

イ　第３３条第２項又は第３項　前項、第２号及び第３号並びに次項に定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ウ　第３３条第４項　前項、第２号及び次項に定める額に、第３３条第４項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じた額

（勤務１時間当たりの給与額に関する特例）

４　特例期間においては、規程第３１条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（端数計算）

５　第２項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

２　この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成３１年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

３　平成３１年３月３１日までの間における制定附則第３項の適用については、同項中「第３項第３号の規定による給料」とあるのは、「平成２８年改正規程附則第２項の規定による給料」と読み替えるものとする。

（給料に関する特例）

４　平成３１年３月３１日までの間における制定附則第４項の適用については、同項中「前項の規定による給料」とあるのは、「平成２８年改正規程附則第２項の規定による給料」と読み替えるものとする。

（平成２９年３月３１日までの間における地域手当に関する特例）

５　切替日から平成２９年３月３１日までの間における第１４条第２項の適用については、同項中「１００分の９」とあるのは、「１００分の８．３」とする。

（退職手当の額の算出基礎）

６　第２項から第４項までの規定は、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額には適用しない。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成２９年度における扶養手当に関する特例）

２　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における第12条第３項の適用については、同項中「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）及び同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については１３，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき７，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については、１１，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については、１１，０００円）」とし、同条第５項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

（３）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合（第１号に該当する場合を除く。）

（平成３０年度における扶養手当に関する特例）

３　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における第 12 条第３項の適用については、同項中「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）及び同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については、１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち１人については、９，０００円）」とし、同条第５項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」とし、同条第５項第２号の次に次の２号を加える。

（３）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合（第１号に該当する場合を除く。）

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の規程第 25 条の規定により支給されていた住居手当の額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和３年３月 31 日までの間、改正後の規程第 25 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第２号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）改正後の規程第 25 条第１項の規定に該当しないこととなる職員

（２）旧手当額から改正後の規程第 25 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（特定日以後の給料月額に関する経過措置）

２　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下、附則第４項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第３条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第４条第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は、職員就業規則第４３条の５の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員就業規則第４３条の２第１項ただし書の規定により引き続き勤務させることとした管理監督職を占める職員には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢制による降任等をした職員の給料月額に関する経過措置）

４　職員就業規則第４３条の２の規定により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下、この項において「特定日給料月額」という。）が当該他の職への降任等をされた日の前日に当該職員が受けていた給料

月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下、この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、改正附則第２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

５　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

６　附則第４項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第２６条第３項及び第２８条第３項の規定の適用については、第２６条第３項及び第２８条第３項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と令和４年度改正規程附則第４項又は附則第５項の規定による給料の額との合計額」とする。

（暫定再雇用職員の給与に関する経過措置）

７　暫定再雇用職員（令和４年度改正職員就業規則附則第４項及び第５項の規定により再雇用された職員をいう。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第３条第１項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第４条の２の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

８　暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、この規程の規定を適用する。

（給料に関する特例）

９　この規程の施行の日から令和６年３月３１日までの間、職員及び定年前再雇用短時間職員の給料は、第３条第３項、第４条の２、第５条第２項並びに附則第２項から第７項までの規定による給料月額から１００分の５に相当する額を減じた額とする。

１０　前項に規定する職員のうち、第９条の規定により管理職手当を支給される職員に係る同項の適用については、同項中「１００分の５」とあるのは、「１００分の６」とする。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和８年４月１日（以下、「切替日」という。）の前日において別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給（以下、「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下、「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表　号給の切替表（附則第２項）

旧号給	新　号　給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21

38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

別表第１（第３条関係）

給　　料　　表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	

50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000			
87	266,500	306,100	356,100	397,400			
88	266,800	306,400	356,500	397,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100			
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				

104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再雇用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

別表第２（第３条関係）

給料表級別職務区分表

7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
部長 センター長 参事 技監	課長 事務所長 副参事 副技監 主幹	事務所長 課長補佐 所長補佐 副主幹	主査	副主査	主事 技師	主事 技師

別表第３（第４条関係）

初任給基準表

区分	初任給
大学卒	１級２９号給
短大卒	１級１９号給
高校卒	１級９号給
中学卒	別に定める

別表第４（第 16 条関係）

職員の区分 / 片道の使用距離	自動車等使用者
４km未満	２，０００円
４km以上　６km未満	４，２４０
６km以上　８km未満	５，２７０
８km以上　10 km未満	６，３００
10 km以上　12 km未満	７，３４０
12 km以上　14 km未満	８，６５０
14 km以上　16 km未満	９，９８０
16 km以上　18 km未満	１１，３１０
18 km以上　20 km未満	１２，６４０
20 km以上　22 km未満	１３，９６０
22 km以上　24 km未満	１５，２４０
24 km以上　26 km未満	１６，５１０
26 km以上　28 km未満	１７，７８０
28 km以上　30 km未満	１９，０５０
30 km以上　32 km未満	２０，３２０
32 km以上　34 km未満	２１，５２０
34 km以上　36 km未満	２７，７２０
36 km以上　38 km未満	２３，９１０
38 km以上　40 km未満	２５，１００
40 km以上　42 km未満	２６，２９０
42 km以上　44 km未満	２７，４８０
44 km以上　46 km未満	２８，６７０
46 km以上　48 km未満	２９，８６０
48 km以上　50 km未満	３１，０５０
50 km以上　52 km未満	３２，２３０
52 km以上　54 km未満	３３，５４０
54 km以上　56 km未満	３４，８５０
56 km以上　58 km未満	３６，１６０
58 km以上　60 km未満	３７，４６０
60 km以上　62 km未満	３８，７６０
62 km以上　64 km未満	４０，５３０
64 km以上　66 km未満	４２，３００
66 km以上　68 km未満	４４，０７０
68 km以上　70 km未満	４５，８４０
70 km以上　72 km未満	４７，６１０
72 km以上　74 km未満	４９，０００
74 km以上　76 km未満	５０，３９０
76 km以上　78 km未満	５１，７８０
78 km以上　80 km未満	５３，１６０
80 km以上　82 km未満	５４，５４０
82 km以上　84 km未満	５５，７９０
84 km以上　86 km未満	５７，０４０
86 km以上　88 km未満	５８，２９０
88 km以上　90 km未満	５９，５４０
90 km以上　92 km未満	６０，７９０

92 ㎞以上　94 ㎞未満	６２，０８０
94 ㎞以上　96 ㎞未満	６３，３６０
96 ㎞以上　98 ㎞未満	６４，６４０
98 ㎞以上 100 ㎞未満	６５，９２０
100 ㎞以上	６７，２００

別表第５（第 26 条及び第 28 条関係）

期末手当及び勤勉手当に係る加算措置の枠組

級	７・６	５・４	３
加　算　割　合	15%	10%	５%

別記第１号様式（第２７条第５項及び第２８条第８項関係）

期末手当及勤勉手当支給一時差止処分書

第　　号
年　　月　　日

様

一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長　　㊞

職員給与支給規程第２７条第５項及び第２８条第８項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める。

別記第２号様式（第２７条第５項及び第２８条第８項関係）

処　　分　　説　　明　　書

<table>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分を受ける者）</td></tr>
<tr><td>（採用年月日）　　年　　月　　日</td><td rowspan="2">（処分の対象となる期末・勤勉手当）
支給日　　年　　月　　日
基準日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>（離職年月日）　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>（離職時の所属）</td><td></td></tr>
<tr><td>（離職時の職名）</td><td>（離職時の給料月額）　　円
（　　級　　号給）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差止処分の理由）

（思料される犯罪に係る罰条：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（処分発令年月日）　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">（一時差し止め処分の取消し）　この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末・勤勉手当が支給される。
１　この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき禁固以上の刑に処せられなかった場合
２　この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
３　被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して１年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）
４　処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末・勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日

一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長　　㊞</td></tr>
</table>